

○農林水産省告示第二千三十号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十九年農林水産省告示第九百六十五号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定に基づく操業日誌の記載義務について農林水産大臣が定める海域等）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後				改正前			
漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条第一項の農林水産大臣が定める海域、記録時期及び記録事項は、次のとおりとする。				漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条第一項の農林水産大臣が定める海域、記載時期及び記載事項は、次のとおりとする。			
大臣許可漁業の名称 (略)	海域 (略)	記録時期 (略)	記録事項 (略)	大臣許可漁業の名称 (略)	海域 (略)	記載時期 (略)	記載事項 (略)

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。